独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社イワキ	コード	6237
提出日	2021/6/15	異動（予定）日	2021/6/29
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	茅原　敏広	社外取締役	○										△					有
2	小倉　健一	社外取締役	○										△					有
3	長澤　正浩	社外監査役	○										△					有
4	細谷　義徳	社外監査役	○										△					有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	当社の販売先である三浦工業株式会社の常務取締役技術開発本部長でありましたが、2009年６月に退任しております。 退任後は特に三浦工業（株）との関係はありません。 当社グループの連結売上高に占める三浦工業（株）の取引金額の割合は、僅少な取引金額となっております。 以上を鑑み、取引の規模、内容及び現在の同氏と三浦工業（株）との関係に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	長年にわたる上場企業での取締役としての経験や産業機械業界に関する豊富な知識に基づき、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動に助言をいただくためであります。 また、同氏が三浦工業（株）の取締役を退任後一定期間が経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。
2	当社の仕入先であるダイライト株式会社の営業管掌取締役でありましたが、2012年12月に退任しております。ダイライト(株)退任後は、特にダイライト(株)との関係はありません。 当社の仕入高に占めるダイライト(株)の取引金額の割合は、当社の仕入高から鑑みると僅少な取引金額となっております。 以上を鑑み、取引の規模、内容及び現在の同氏とダイライト(株)との関係に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	当社が属する産業機械業界と密接に関連する樹脂製タンク業界においての長年にわたる豊富な経験と知識に基づき、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動に助言をいただくためです。また、同氏がダイライト(株)の取締役を退任後一定期間が経過しており、且つ現在はダイライト(株)との関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。
3	当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の代表社員に、2002年より2012年まで10年間就任しており、当社の監査における関与社員として2006年11月期より2012年３月期まで従事しておりました。有限責任あずさ監査法人退任後は、特に有限責任あずさ監査法人との関係はありません。 有限責任あずさ監査法人と当社との2021年３月期契約分の監査報酬等は、38,000千円であり、有限責任あずさ監査法人の総収入に占める当社監査報酬の依存度は僅少であります。 以上を鑑み、取引の規模、内容及び現在の同氏と有限責任あずさ監査法人との関係に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	公認会計士として培われた企業会計に関する豊富な経験と専門知識に基づき、広範かつ高度な視点で監査いただくためです。また、同氏が有限責任あずさ監査法人の代表社員を退任後一定期間が経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。
4	当社と敬和総合法律事務所（同氏他２名で共同設立）は2008年12月から2014年７月まで取引はありましたが、取引金額は敬和総合法律事務所の総収入に占める割合は僅少であります。また、それ以降は同法律事務所との関係はありません。 以上を鑑み、取引の時期、規模、内容に照らして、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断しております。	弁護士としての長年の経験と幅広い知識から当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、社外監査役に選任しております。 また、敬和総合法律事務所（同氏他２名で共同設立）とは2008年12月から2014年７月まで取引がありますが、僅少な取引金額であり、それ以降取引もなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社の独立役員として指定しております。
5		

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。